

Toulmin Modelにおける可能性と不確実性の概念

— 説明・議論・推測の狭間 —

渡 部 洋一郎

1 本稿の課題

議論の論証構造を説明するモデルとして利用される中の
に、Toulmin,S.E.(1958)によつて考案されたToulmin Model
がある。従来、論理学では演繹法の一種である二段論法に合理性
判断の基準を置いてきたが日常の議論を評価するためには、
「大前提—小前提—結論」という三段論法の3要素を配置するだ
けでは限界があるところが、Toulminの考え方であった。例え
ば、初期 Toulmin Model 研究の第一人者である井上尚美(1976)
は、同モデルの要素について次のよつてな説明を行つてゐる。

ある「主張」○(claim, conclusion)がなされるには、それ

に対する根拠としての「事実」○(data)が必要であり、やら
に、なぜ○があることかといふのかところ、「理由つけ」W
(warrant)がなければならぬ。しかしこれだけではまだ十分
でなく、確からしさの程度を示す「限定」Q(qualifier)、「反
証や制限([へない限りは])」を示すR(rebuttal)、Wを支
えるための「理由の裏づけ」B(backing)がつけ加えられる。

Toulmin自身は、二段論法中の「大前提—小前提—結論」と

いづれの要素を小前提から始まる議論の順に置き換え、それを
Data (事実)・Warrant (理由)・Claim or Conclusion (主
張／結論)に見立ててゐるが、この要素のみで日常の議論を行
うには余りにも不備がありすぎるところのが Toulmin の主張
であつた。では、三段論法で日常の議論を行うとなぜ不都合
が生じるのだろうか。また、Data (事実)・Warrant (理由)・
Claim or Conclusion (主張／結論)の3要素に Qualifier (限定)、
Rebuttal (反証)、Backing (理由の裏付け) を Toulmin が追
加した意図はどうにあつたのか。これを Toulmin 自身が構築
した Toulmin Model に即して検討し、同モデルにおけるシス
テム特性を考察することが本稿の第1の目的である。

やがて、近年の国語科教育でも同モデルの援用は盛んに行
われる一方、実際には Qualifier (限定)、Rebuttal (反証)、
Backing (理由の裏づけ) を捨象し、Data (事実)・Warrant
(理由)・Claim or Conclusion (主張／結論) の3要素のみを
Toulmin Model とする受容が多数を占める。第1の目的を考
察するにあたつて、この点—国語科教育における適用の現実は
なぜ D/W/C にその多くが集中するのかーに関して検討を加
えることを第2の目的とする。

2 Toulmin Model の実例

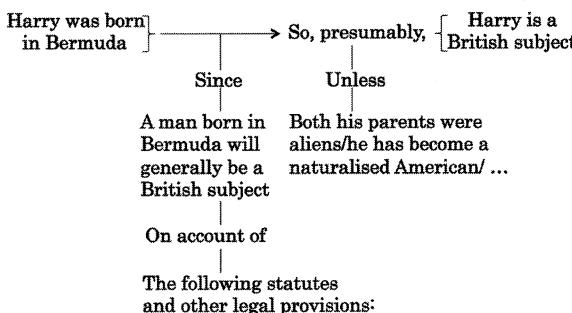


図1

初めに、Toulmin (1964) による同モデルの要素とその機能について確認をしておく^{*1}。図1^{*2}に示されるように、この場合 Data (事実) は「ハリーはバミューダで生まれた」であり、Warrant (理由) は「バミューダで生まれた人は一般的に英國臣民である」、「Conclusion (結論) は「ハリーは英國臣民である」となる。また、Qualifier (限定) は「おそらく」、「Rebuttal (反証) が「彼の両親が外国籍であつたり、彼自身が米国に帰化していない限り」、「Backing (理由の裏付け) が「次のような法令と他の法律上の条款によれば」である。

「バミューダで生まれた人は一般的に英國臣民なのだから」^{*3} (理由)、「バミューダで生まれたハリー」(事実)は、「英國籍である」(結論)の陳述だけでは不備があると Toulmin が考えたのは、確定している事実 D とは異なる。

が「彼の両親が外国籍であつたり、彼自身が米国に帰化していない限り」、「Backing (理由の裏付け) が「次のような法令と他の法律上の条款によれば」である。

「バミューダで生まれた人であつても、そもそも両親が外国籍であつたり、自身が後に他国に帰化して外国籍を取得した場合などは、結論に明らかな齟齬が生じてしまう。つまり、理由に正当性を与える裏付けや結論を限定する要素があつても、なお例外を排除する反証も必要なはずだというのが Toulmin の考え方であった。したがって、「D である場合、B という要因によって W になるはずだから、R という例外が存在しない限り、Q として（一般的には、おそらく） C になるだろう」というのが Toulmin が考案した議論の論証プロセスになる。

3 Toulmin Model における可能性の概念

ところで、三段論法に対し、Toulmin 自身はどのような見解を持っていたのだろうか。三段論法とは大前提と小前提から結論を導き出す論理的な推論形式であり、一般には主として普遍的な法則に類するようなものを大前提に、個別の事実や事象を小前提にあてることが多い。例えば、

〔大前提〕 全ての人間は死すべきものである。

〔小前提〕 ソクラテスは人間である。

〔結論〕 ゆえにソクラテスは死すべきものである。

という有名な定言的三段論法の例に即して言えば、「全ての人間は死すべきものである」という大前提と「ソクラテスは人間である」という小前提から「ソクラテスは死すべきものである」という結論が演繹的に導かれる。

3-1 三段論法に対するトールミニーの批判

しかし、こうした演繹的な推論形式が正しうとしても、結論から何が得られるのか、というのがToulminの問題意識であった。すなわち、結論で述べられてくるのは、全て大前提の情報に含まれることだけで、新しい何かを結論として提示していない以上、現実場面で議論するに際してそれはいったい何を生産することになるのだろうかという疑問である。このことをToulminは次のような例で説明している。

〔Minor Premise〕 Anne is one of Jack's sisters.

〔Major Premise〕 All Jack's sisters have red hair.

〔Conclusion〕 So, Anne has red hair.

いいでは、大前提が「ジャックの姉妹はみな赤毛である」と規定されているが、そもそもそう述べることができるのには、大前提〔Major Premise〕を設定する段階でジャックの姉妹の髪色を確認しているからではないのか、というのが彼の問題意識となる。つまり、事前に個々の髪色が確認されているのなら、結論で述べられていることはそれ以前の情報（大前提）の「單な

る繰り返し」だろうと言つのである。
このような点に関わっては、既に牧野（2008）も以下のように指摘を行つてゐる^{*12}。

この場合、結論を導くうえで不可欠となるのが「ジャックの姉妹はみな赤毛です」という大前提である。しかし、考えてみてほしい。既に「ジャックの姉妹はみな赤毛」だと確認できているのならば、「アンは赤毛です」という結論を導くために、わざわざ議論をする必要があるのだろうか。トールミニは、そう問い合わせる。しかし、もしもこれが「少なくとも以前は、ジャックの姉妹はみな赤毛だった」という前提であれば、そこに議論の余地が生まれる。これが形式論理学に対する彼の問題提起であり、その後の非形式論理学の発展に向けた分岐点となつた。

それでは、以上のよくな点を踏まえて、次項で三段論法には含まれないToulmin Modelの要素について、検討を加えてみたい。

3-2 三段論法とトールミニーとの相違

大前提に含まれる情報以外のものを結論に導き出すために考察されたものが、Toulmin ModelにおけるQualifier（限定）、Rebuttal（反証）、Backing（理由の裏付け）の諸要素である。先に牧野（2008）が指摘するように、ジャックの姉妹の髪色の確認が時間的に以前の出来事であればあるほど、現在時でもそういうである（髪色が同色である）という保証はどこにもない。し

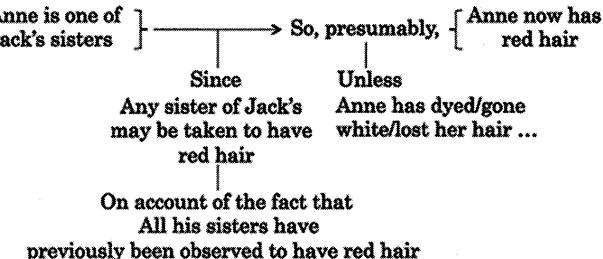


図2

たがつて、その保証が完全でない以上、ある事実Dから何某かの結論Cを導くにしても、そこで理由として用いられる要素Wは絶対的ではないはずである。すなわち、絶対的ではない曖昧さを理由Wが含まざるを得ないからこそ、Toulminは、その裏付けをある程度まで確かならしめるために根拠として Backing（理由の裏付け）を附加する必要があつたのではないのか。また、時間的な隔たりの中で起こり得るいくつかの可能性を考慮に入れた場合、図2^{*6}に示されるように、「アンは、現在、赤色の髪だらう」と結論付けるためには、髪を染める・白髪になる・毛髪が失われる等々のケースを排除しておく必要もある。なおかつ、結論での陳述に妥当性をもたらすためには、Rebuttal（反証）で除外しきれなかつた想定を超える可能性をも念頭に置き、注意深くQualifier（限定）しておくるとも忘れてはなるま。

それはもはや正確な三段論法とは次元を異にするが、以前の大前提では述べられないなかつた情報を結論に含むことを、そして、その結論は絶対ではないけれども相当なまでに確からしいものになることを可能にするはずである。およそ、Toulmin Modelにはこのよくな様々なレベルの可能性が種々に内包されているのであり、その点こそが Toulmin Model と三段論法とを明確に分ける境界線の一つではないだろうか。

4 Toulmin Modelにおける不確実性の概念

さて、前節で検討したように、Toulmin Model は Qualifier（限定）、Rebuttal（反証）、Backing（理由の裏付け）といふ3要素をプロセスに取り入れたがゆえに、三段論法に比べると可能性という点で格段に結論の幅を広げる事ができたと考えられる。しかし、それは同時にモデルの論証プロセスに不確実性をもたらすことでもあつたのではないかだろうか。例えれば、定言的三段論法における絶対的な確実性を持つ大前提【Major Premise】を最も崩しているのは、Toulmin Model 中の Warrant（理由）要素である。もちろん、Major Premise を Warrant へと移行させた Toulmin の最大の意図は、上述したように三段論法では結論が新しい情報を提示しないため、日常の議論にそぐわないという欠点を補い、結論の幅を拡大させるところにあつた。

4-1 Warrant（理由）要素の不確実性

そのため、Warrant（理由）要素には確実性を崩す不安定な

曖昧表現が必ず用いられる。例へば、Toulmin が Warrant (理由) 要素の性質を「data are appealed to explicitly, warrants implicitly (事実は明快に示され、が、理由は曖昧である)」^{*10}、

「neither factual nor categorical but rather hypothetical and permissive (事実的なものでも定言的なものでもない、あくまでややこしい仮説的で許容的である)」^{*11} といふ、「

〔categorical statements of fact (事実の定言的陳述)〕である Data へは明確に一線を画してある。実際、本稿で示した図 1 及び 2 における Warrant (理由) には、「一般的にいってあらへ」や「多分、もしかしたら」へよう確定的ではない推測表現が用いられてゐるし、次のよべば Toulmin の言説^{*12} は、Warrant (理由) 要素の性質が明らかに不確実性を備えた推測にならなければならぬこと)を論理的に示してゐる。

議論を)のようなり方で行えば、結論の部分は明らかに前提の一部と同じになり、結論は前提の部分を入れ替え、再配列するだけで簡単に得られる。

4-1-2 不確実性を取り巻く程度の問題

以上で Toulmin の言説は、先に本稿の第 3 節において検討した三段論法が抱える問題と全く同一であり、陳述重複の回避こそが「大前提」を置き換えた Warrant (理由) 要素が最も不確実な曖昧性を帯びるを得ない大きな原因になっている。

しかし、いじした問題とは異なる次元から Toulmin Model の修正解釈を試みた先行研究の中に Trent, J.D. (1968) による同モデルの拡大がある。いわゆる、それを検討するに別な角度から不確実さの程度の問題を考えてみたい。左図 3^{*13} / 4^{*12} / 15^{*13} は、Toulmin Model を推論の幅の度合¹⁴ によって修正した Trent のモデルである。

X is an A;
An A is certainly a B.
So X is certainly a B.

When the argument is put in this way, the parts of the conclusion are manifestly the same as the parts of the premisses, and the conclusion can be obtained simply by shuffling the parts of the premisses and rearranging them.

★^{*10}
X は A である。
A は確実に B である..

それゆえ、X は確実に B である。

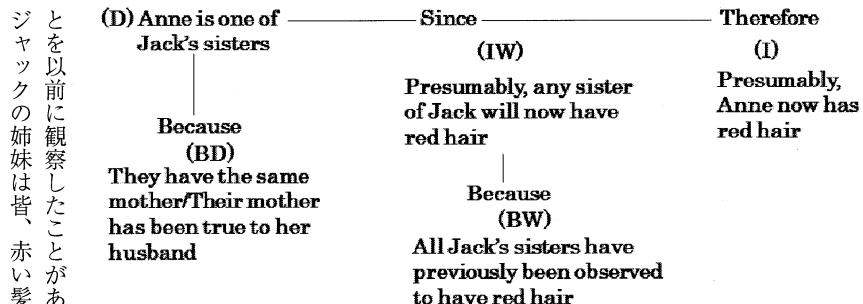


図3

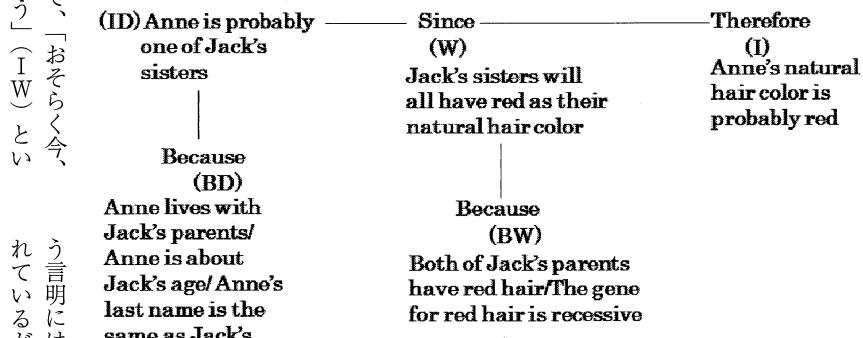


図4

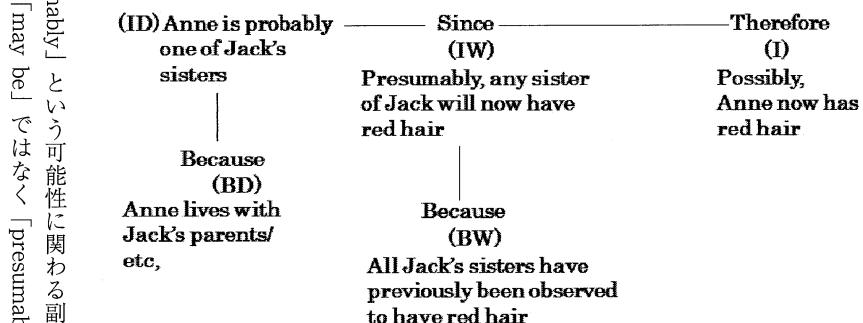


図5

ふられていく時点で、¹⁾の推測表現がかなり確率の高さの
であることを同要素は示してくる。^{*15} すなわち、「Inference
Extreme 2 is basically the type of argument that Toumin's
model is designed to portray... Backing for the data is added
and the qualification demanded by Toumin's rebuttal is
included in the inference warrant in this model, but the
essential nature of the argument remains the same.」^{*16} 「推
論的エピチュメス¹⁷は、基本的に「*Backing*」¹⁸が描寫して
いる議論タイプである。…事実の裏付けBDが付加される他、
このモデルのIWにはトゥルマンの反証Rに必要な限定Qが含
まれているが、議論の本質は（トゥルマンモデルと）同じであ
る：」¹⁹ と述べTrentの言説からも理解されるように、推論的
エピチュメス¹⁷にToulmin ModelにおけるR要素とQ要素に
該当するものが独立して存在しないのは、①BWがかなり確率
の高い確認行為であることをIW自体が保証していること（し
たがつて例外Rを考慮する必要性があまりない）と②IW中に
確率の高さを指示示す副詞句が既に含まれてること（した
がつて独立したQを再設定する必要がない）²⁰ことが大きな要因
となつていて。

では、次に図4を確認しよう。

図4は、Trentが推論的エピ
チュメス¹⁷と呼ぶもので、図3との大きな違いは、①事実Dが
推測内容に幅がある裏付け事実BDによって推論的なD（I
D）になつてしまつていて、②理由Wが直接観察に基づく推測でなく遺伝に基づく医学的な根拠を背景にしていて
ため、一見すると図3よりもBWが強固になつていることだ

ふられている。Trentが提示した図3及び図4は、結論Iとして高確
率の推測表現^{*17}を用いた言明を行つてゐるが、図3はIWの
[presumably] ゲーの「presumably」²¹とそのまゝ転送されてしま
ふる²²。また、図4はIDの「probably」²³がIの「probably」²⁴
にそのまま転送されてしまふ²⁵ことが読み取れる。つまり、モデル
のどの要素にいかなる確率の推測が用いられているから、結論
の確かしさが変わらのかが直感的に理解できるといふ点にお
いて、Trentの拡大モデルは意味がある。

最後に図5の検討を行う。図5は、Trentが推論的エピチュ
メス¹⁷と呼ぶもので、本図が図3や図4と最も異なる点は、①
事実DがBDにより推論的なIDになつてしまつてゐる²⁶といふ
理由WもBWの内容により推論的なIWになつてしまつてゐる
ことである。そのため、②事実要素・理由要素とともに不確実さ
を伴う²⁷ことから結論Iの言明内容は著しくその確率を落とす
ことになつていて²⁸。

5 Toulmin Modelが示す可能性と不確実性を踏 まえた同モデルの特性 説明—議論—推測の程度と国語科教 育での適用の在り方

以上の考察を踏まえて、本節ではToulmin Modelにおける
可能性と不確実性的概念は同モデルのシステム特性をどのように
規定しているのか、その特性は国語科教育での適用の実際と
いかなる点で乖離があるのかを総合的にまとめる。

本稿第3節では、三段論法とToulmin Modelとの相違を
検討する過程で次のような結論を導いた。第1に、Toulmin

Model は、三段論法の結論部における循環的な情報の繰り返しを補い結論の幅を拡大させるために、Warrant (理由) 要素に含みを持たせざるを得なかつたこと。第2に、曖昧性を帯びた Warrant (理由) を創出したために、確実性を考慮した Backing (裏付け) や例外を排除する Rebuttal (反証)、陳述の妥当性をもたらす Qualifier (限定) を要素として新たに付加する必要があつたこと、である。曖昧性のない要素の論理的な連続は確定した説明ではあつても、可能性を含んだ議論ではないというのが Toulmin のスタンスであつて、モデルの 6 要素から成る一連の陳述には、確定的な事態と不确定な事態との間で生起しうる状況可能性、Rebuttal (反証) で除外しきれなかつた想定超過の可能性、結論部における陳述の幅の拡大可能性など、いくつかのレベルの可能性の概念が内包されている。

一方で、そうした可能性のモデルへの取込は、特に Warrant (理由) 要素と Conclusion (結論) 要素に不確実な性質をもたらすことと裏腹の関係でもあつた。つまり、曖昧性のない事実や理由からは確定的で安定した結論が導かれる反面、結論部における生産性に乏しくなる。逆に、結論部における陳述で新たな可能性を求めれば求めるほど、事実や理由は不安定で不确定な曖昧性を増し、結論が飛躍しきて陳述の信頼度が落ちるのである。Toulmin の論証モデルは、まさにこの微妙なバランスの上に立つて構築されているのであって、この点こそが国語科教育における援用の在り方と基本的に異なる部分であろうと思われる。^{*19} 第1節でも指摘したように、国語科教育における適用の現実は Toulmin Model の 6 要素から 3 要素のみを取

り出し、事実 D / 理由 W / 結論 C で論理性を培うこととに比重がある。この場合、実践例からは① $D \rightarrow W_1 \rightarrow C$ と ② $D \rightarrow W (D + D + D \dots) \rightarrow C$ の 2 つのパターンが多く認められるようと思つ。①は、確定的な事実に端を発し曖昧性のない理由を経由しながら結論に至るパターンであるが、理由として選び取られる W が W_1 や W_2 のように変化するだけで、C で述べられる結論は、厳密に言えば理由として選ばれる W_1 や W_2 の違いは反映しても基本的に述べられる内容は同一だという特徴がある。試みに例を挙げれば、次のようなものである。

「D という事実に基づいて考えると、 W_1 のような理由があると思うので、結論は赤色である」

「D という事実に基づいて考えると、 W_2 のような理由があると思うので、結論は白色である」

ここでは、それぞれの結論が選び取られる理由の違いを反映し、表面上、赤色と白色のように違ひはするが、色のことについて結論が述べられているという点では基本的に同じである。また、その場合、選ばれる W_1 や W_2 は対象こそ異なるけれども、結論において色に関することを導くため、結局のところ W の内容は同じ機能や現象について述べていることがほとんどであり、Toulmin 自身はこうしたパターンも議論というよりは説明であるという認識を持っていた。

また、②は、理由 W の用いられ方に特徴がある。パターン①の場合は、選ばれる W に上述したような特性があるにせよ、概して確定的で客觀性のある W であることが多い。しかし、パターン②に用いられる W は主觀的なものが多いため、実際にはさら

にそれを支えるいくつかの事実Dが必要となるのである。^{*20}

では、最後に Trent の拡大モデル（推論的エピチュレメ²～4）の特徴を今一度確認することとし、説明や議論といった場におけるToulmin Modelの位置付けを考えておきたい。Trent モデルの意味と価値については、第4節で検討した通りであり、要素に用いられる可能性の副詞と結論の確からしさの変化の連動が直感的に分かりやすく提示されていることが同モデルの最大の利点だろうと思われるが、ここでは図3から図5に至る過程において、陳述の確実度にかなりの変化が認められる。すなわち、推論的エピチュレメ²（図3）も推論的エピチュレメ³（図4）も、ともに確率の高い推測を表す副詞「presumably」（図3）[probably]（図4）が用いられてはいるが、このついで副詞には可能性を表す確率こそほぼ同じではあっても、presumably は推定根拠があるのに対し、probably は推定根拠がないという違いがある。また、推論的エピチュレメ⁴（図5）では結論Cに至る過程で推論に推論が重なるため、結論部には著しく可能性が低い「possibly」という低確率の副詞が用いられている。すなわち、図3から図5へと移行するTrent モデルは、実際には図5に近づくほど、結論の確からしさが低くなるという特徴を有しているのである。^{*21}

先に述べたように、曖昧性のない要素の論理的な連続は確定した説明ではあっても、可能性を含んだ議論ではないところの Toulmin の基本的なスタンスであった。そのため、彼の論証モデルには曖昧性を含んだ不確実性が必ず存在するし、それがあるので結論部の陳述内容の幅が広がるのである。そうし

た意味で、Toulmin Model の真髓は、確定的な事実言明に端を発する議論であっても、不確実な曖昧性を論証プロセスに組み込むことで、可能性の幅を広げた結論を目指すといつが向どしかしながら、その結論は一定の条件の下ではという限界のかかった推測的な陳述であることを目指す方向との併存にあるのだと思へ。Trent は自身の拡大モデルのうち、本稿の図3に示された推論的エピチュレメ²が Toulmin Model とほぼ同質であると説明する。本節では、Trent モデルは図5へと移行するにつれて結論の確からしさが落ちていくことを既述したが、Toulmin の本来の意図は、「確定的な説明」と、こうした「結論の確実度が落ちる推測」との間にあって、曖昧な不確実性を含みながら、いかに結論の妥当性を高めた可能性のある推測をもたらすことができるのかといふに「議論の本質」を置くこととしたのではないだろうか。

— [注] —

* 1 Toulmin Model の初出は、Toulmin,S.E. (1958) である
E. (1964) にあり、本稿中の注における Toulmin 文献の
頁数は Toulmin (2003) による。

* 2 Toulmin (2003) p.97

* 3 バハムーダ諸島は北大西洋にあるイギリスの海外領土である。

- * 4 日常の現象には、法の規制を超える想定外の事態も生起する可能性があるため。
- * 5 牧野 (2008) p.94
- * 6 Toumin (2003) p.117
- * 7 Toumin (2003) p.92
- * 8 Toumin (2003) p.106
- * 9 Toumin (2003) p.110
- * 10 詳せ稿者による（英文訳については以下同じ）。
- * 11 Trent (1968) p.257
- * 12 Trent (1968) p.258
- * 13 Trent (1968) p.257
- * 14 定説的事実明示である要素による、場合によっては要素が求められる詳細な理由については、渡部 (2016) の考察を参照。
- * 15 可能性を表す推測表現では、「一般的に」「may be」はその程度が低く、「presumably」はかなり可能性が高い推測に用いるのが通常である。
- * 16 Trent (1968) p.258
- * 17 可能性を表す副詞「presumably」と「probably」は、どちら高確率の推測表現を意味する。
- * 18 井上 (1976) におけるTrent Modelは紹介され、副詞の確率程度問題についての言及も一部あるものの、Toulmin Modelのシステム特性に関する考察は本稿のみからの角度から行ってはならない。
- * 19 Toulmin Modelにおける各要素の機能は、要素間連接

のレイアウト上の観点から同モデルに対してもこれまで出てきた疑義（例えれば、井上・1989）に関連させて、渡部 (2016) の中で詳しく述べた。

この上で述べたような点が Toulmin Model と国語科教育での適用のされ方の主たる違いである。Toulmin Model はそのシステムと原理に独特な部分があるため、臨床的な場に同モデルを援用するには一定の配慮が必要であり、発達段階やどのような論理的な思考を育てるのかといふ目標の達成においては、国語科教育的なパターンの方が実効性を上げる場合もあるように思われる。

一般に「presumably」及び「probably」は 80~90% 程度の可能性がある副詞であるのにに対して、「possibly」はその確率が 30~50% 程度であると言われる。また、高確率である「presumably」や「probably」にしても、推定根拠の有無による相違があるため、副詞の確からしさの度合とはおよそ次のようになる。

$$[\text{presumably}] \geq [\text{probably}] > [\text{possibly}]$$

引用文献

- 井上尚美 (1976) 「ムーウルの『論議モデル』について」『東京学芸大学紀要』第2号門 人文科学 第27集 151-160.
- 井上尚美 (1989) 『言語論理入門—国語科における思考—』明治図書

牧野由(橋里) (2008) 「議論」のトピック・メモヤー・ルーメン
トキイ・ナカニコト・カムラム」の「」書房

Toulmin,S.E. (1958) *The Uses of Argument*, First Published,
Cambridge University Press

Toulmin,S.E. (1964) *The Uses of Argument*, First paperback
Edition, Cambridge University Press

Toulmin,S.E. (2003) *The Uses of Argument*, Updated
Edition, Cambridge University Press

Trent,J.D. (1968) Toulmin's model of argument : An
examination and extention." *Quarterly Journal of Speech*,
54(3), 252-259

渡部洋一郎 (2016) 「Toulmin Model : 構成要素をめぐる問題
と連接のネットワーク」『読書科学』第58巻第一号 (通巻第
287号) 日本読書学会 1-17.

[上越教育大学大学院准教授]